

○岡山市私立幼稚園特別運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 施設の安定した運営を確保し、利用児童の処遇の維持向上を図るため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第3項第1号に定める内閣総理大臣が定める基準により算定した額（以下「公定価格」という。）の水準を超えて特定教育・保育に要する経費を負担する私立幼稚園に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第5条に定める経費支出内容に関して、公定価格の水準を超えて特定教育・保育を実施する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、本市内に設置されている、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条により設置認可された私立幼稚園のうち、支援法第27条第1項の確認を受けている私立幼稚園の設置者（以下「補助事業者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助事業者としない。

(1) 市税を滞納しているもの

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過していないもの

(補助対象経費)

第5条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、公定価格の水準を超えて施設が負担する特定教育・保育の提供に係る経常活動による支出経費のうち、人件費支出（所

定福利費のうち職員の親睦旅行等に要する経費、役員報酬支出及び退職金支出を除く。),
教育研究経費支出、管理経費支出とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表に定める補助基準額と補助対象経費の実支出額から徴収金、
寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(補助の要件)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第5条に掲げる経費のうち、福利
厚生費(所定福利費)に相当する経費について、補助対象経費の15パーセント以内と
しなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 補助事業者は、規則及びこの要綱に規定する条項の適用を受けることについて同
意をした上で、規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書
類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 年間利用児童数計画書(様式第1号)
- (2) 特別運営費補助事業収支予算書(様式第2号)
- (3) 市税を滞納していないことを証明する書類

2 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要
しないものとする。

(着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条ただし書きの規定により、同条に規定する補助事業等着手・完了届
の提出は要しない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して
10日以内に、規則第16条第1項に規定する補助事業等実績報告書に特別運営費補助
事業収支決算書(様式第3号)を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の交付時期)

第11条 規則第19条第1項ただし書きの規定により、補助事業の完了前に概算払いの
方法により交付できるものとする。

2 前項の規定による概算払いは、第8条第1項第1号に規定する年間利用児童数計画書に基づき決定した内容に従い、補助事業者の請求により交付することができるものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月25日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

基準額は、次の各号により算定された額の合計額とする。

支援法第19条各号による区分	補助年齢区分	児童1名当たりの単価（月額）
1号認定子ども 2号認定子ども (特例施設型給付)	満3歳児以上	1,830円

注1 各月初日の利用児童数に児童1名当たりの単価（月額）を乗じて算定を行う。

注2 私立幼稚園の土地及び建物について岡山市から無償貸与されている施設については、上記表により算定された合計額に100分の85を乗じて得た額（この額に10円の未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

岡 山 市 長 様

年度 年間利用児童数計画書

認定区分	補助年齢 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間児 童数計
1号認定子ども 2号認定子ども (特例給付)	満3歳 児以上													

※園児数は、申請日現在の利用児童計画数又は申請日を含む

月までの初日の利用児童実績数を記載すること

住 所

法人・施設名

代 表 者

様式第2号（第8条関係）

年度 特別運営費補助事業収支予算書

収入

（単位 円）

科目	金額	説明
補助金収入（地方公共団体補助金収入）		特別運営費補助金
学生生徒等納付金収入		
手数料収入		
寄附金収入		
補助金収入		
資産売却収入		
付随事業・収益事業収入		
受取利息・配当金収入		
雑収入		
借入金等収入		
前受金収入		
その他収入		
合計		

支出

（単位 円）

	科目	金額	説明
支出 人件費	教育人件費支出		
	職員人件費支出		
経費支出 教育研究	消耗品費支出		
	光熱水費支出		
	旅費交通費支出		
	奨学費支出		
費支出 管理経	消耗品費支出		
	光熱水費支出		
	旅費交通費支出		
	合計		

年 月 日

住 所

法人・施設名

代 表 者

様式第3号（第10条関係）

年度 特別運営費補助事業収支決算書

収入

(単位 円)

科目	金額	説明
補助金収入（地方公共団体補助金収入）		特別運営費補助金
学生生徒等納付金収入		
手数料収入		
寄附金収入		
補助金収入		
資産売却収入		
付随事業・収益事業収入		
受取利息・配当金収入		
雑収入		
借入金等収入		
前受金収入		
その他収入		
合計		

支出

(単位 円)

	科目	金額	説明
支出 人件費	教育人件費支出		
	職員人件費支出		
経費支出 教育研究	消耗品費支出		
	光熱水費支出		
	旅費交通費支出		
	奨学費支出		
費支出 管理経	消耗品費支出		
	光熱水費支出		
	旅費交通費支出		
	合計		

年 月 日

住 所

法人・施設名

代 表 者